

FalconWAVE MPx-3B 無線局の登録について

工事設計認証番号:005-102704

(基地局) 登録申請必要

特定無線設備の種類:

第2条第19号の5の無線設備

5GHz帯無線アクセスシステム基地局

(陸上移動局) 登録申請必要

特定無線設備の種類:

第2条第19号の9の無線設備

5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動局

FalconWAVE MPx-3B(工事設計認証番号:005-102704)を運用するには**基地局**および**陸上移動局**の無線局登録申請が必要です。
登録局の申請は、お客様自身で簡単に申請することができます。以下に申請方法を記載しますので、流れに沿って手続きをお願いします。

流れ

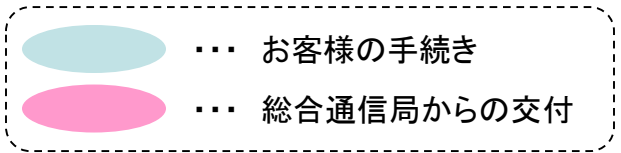
①②総合通信局に包括登録申請 → 登録状の交付 → ③開設届け申請

基地局用

移動局用

2種類

運用を開始したら2週間以内に



●申請時に、下記の5つをご用意ください。

・①無線局登録申請書 ・②申請書別紙 ・収入印紙2,900円 ・封筒(A4) ・120円切手(登録状返信用封筒に貼付してください)

●申請書に必要事項を記入の上、管轄区域の総合通信局へ送付してください。

●登録状が総合通信局からお客様の手元に届きましたら、無線機の運用ができます。

●登録状がお客様の手元に届き、**無線機を使用した日から15日以内**に③開設届けを送付してください。

●開局届けを提出すると、総務省より電波利用料の納付書が送付されてきますので、金融機関から納付ください。

電波利用料: 基地局1局につき年間2,970円

陸上移動局1局につき年間400円

●詳細は総務省のHPをご覧ください。 「5GHz帯無線アクセスシステム」

<http://www.tele.soumu.go.jp/j/adm/proc/regist/regist/>

①包括登録申請書

無線局包括登録（包括再登録）申請書

2022 年 1 月 20 日

関東総合通信局長 殿（注1）

**包括登録申請手数料 2,900円
割印不要**

収入印紙貼付欄
（注2）

申請者の本社所在地を
管轄する総合通信局

- ・北海道総合通信局
- ・東北総合通信局
- ・関東総合通信局
- ・信越総合通信局
- ・北陸総合通信局
- ・東海総合通信局
- ・近畿総合通信局
- ・中国総合通信局
- ・四国総合通信局
- ・九州総合通信局
- ・沖縄総合通信局

- ☒電波法第 27 条の 29 第 2 項の規定により、無線局の登録を受けたいので、同条第 3 項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。
- ☐無線局免許手続規則第 25 条の 19 第 1 項の規定により、無線局の再登録を受けたいので、下記のとおり申請します。
- （注3）

記（注4）

登記上の本社所在地を記入

1 申請者（注5）

住 所	都道府県—市区町村コード [] 〒 (101-0051) 東京都千代田区神田神保町 1-14-1
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ ニホンデンギョウコウサカバシキカイシャ ダニョウトシマリアクシャチュウ デンギョウタロウ 日本電業工作株式会社 代表取締役社長 電業太郎

2 電波法第 27 条の 20 第 2 項第 1 号への該当の有無（注6）

☐有 ☒無

3 登録又は再登録に関する事項（注7）

① 無線設備の規格	5GHz 帯無線アクセスシステムの無線設備のうち基地局に係るもの
② 無線設備を設置しようとする区域又は移動範囲	全国
③ 周波数及び空中線電力	4920MHz, 4940MHz, 4960MHz, 4980MHz 0.0275, 0.055W

法人等の名称、代表者の役職及び代表者名を記入してください。

④ 登録の番号	何も記入しない
⑤ 登録の年月日	何も記入しない
⑥ 希望する登録の有効期間	何も記入しない
⑦ 登録の有効期間中において同時に開設されていることとなる無線局の見込数	何も記入しない
⑧ 備考	何も記入しない

4 電波利用料納入告知書送付先（法人の場合に限る。）（注8）

☒1 の欄と同一のため記載を省略します。

住 所	都道府県—市区町村コード [] 〒 (-)
部署名	フリガナ

5 申請の内容に関する連絡

所属、氏名	フリガナ シャカイインフラシキョウブ システム デンギョウシロ 社会インフラ事業部 システム部 電業 次郎
電話番号	03-0000-0000
電子メールアドレス	dengyo-jiro@den-gyo.com

**申請内容に関し不明点があった場合の
問い合わせ先を記入してください
有資格者でなくても大丈夫です。**

②包括登録別紙

1 法人団体個人の別	☒ 法人 ☐ 団体 ☐ 個人	
2 住 所	都道府県－市区町村コード [] 〒 (101-0051) 東京都千代田区神田神保町1-14-1 電話番号 (03) 5577-7220 フリガナ ニホンデンキョウコウサカブシキカイシャ テンキョウタロウ	
3 氏名又は名称及び代表者氏名	日本電業工作株式会社 電業 太郎	
4 運用開始の予定期日	R4.6.17	
5 希望する登録の有効期間	何も記入しない (5年以内に運用を終了する場合のみ記載する)	
6 開設の目的	監視カメラ映像や音声等のデータ伝送用（例）	
7 無線設備の常置場所	都道府県－市区町村コード [] 〒 (-) 何も記入しない	
8 無線設備の工事設計の内容	識別符号	何も記入しない
	適合表示無線設備の番号	005-102704
	製造番号	何も記入しない
	空中線の利得	何も記入しない
	指向方向	何も記入しない
9 備考	見込数：2局	

①包括登録申請書

無線局包括登録（包括再登録）申請書

2022 年 1 月 20 日

関東総合通信局長 殿（注1）

包括登録申請手数料 2,900円
割印不要

収入印紙貼付欄
（注2）

申請者の本社所在地を
管轄する総合通信局

- ・北海道総合通信局
- ・東北総合通信局
- ・関東総合通信局
- ・信越総合通信局
- ・北陸総合通信局
- ・東海総合通信局
- ・近畿総合通信局
- ・中国総合通信局
- ・四国総合通信局
- ・九州総合通信局
- ・沖縄総合通信局

- ☒ 電波法第 27 条の 29 第 2 項の規定により、無線局の登録を受けたいので、同条第 3 項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。
- ☐ 無線局免許手続規則第 25 条の 19 第 1 項の規定により、無線局の再登録を受けたいので、下記のとおり申請します。
- （注3）

記（注4）

登記上の本社所在地を記入

1 申請者（注5）

住 所	都道府県—市区町村コード [] 〒 (101-0051) 東京都千代田区神田神保町 1-14-1
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ ニホンデンキョウコウサカブシカイシャ 日本電業工作株式会社 代表取締役社長 電業太郎

2 電波法第 27 条の 20 第 2 項第 1 号への該当の有無（注6）

☐ 有 ☒ 無

3 登録又は再登録に関する事項（注7）

① 無線設備の規格	5GHz 帯無線アクセスシステムの無線設備のうち陸上移動局に係るもの
② 無線設備を設置しようとする区域又は移動範囲	全国
③ 周波数及び空中線電力	4920MHz, 4940MHz, 4960MHz, 4980MHz 0.0275, 0.055W

法人等の名称、代表者の役職及び代表者名を記入してください。

④ 登録の番号	何も記入しない
⑤ 登録の年月日	何も記入しない
⑥ 希望する登録の有効期間	何も記入しない
⑦ 登録の有効期間中において同時に開設されていることとなる無線局の見込数	何も記入しない
⑧ 備考	何も記入しない

4 電波利用料納入告知書送付先（法人の場合に限る。）（注8）

☒ 1 の欄と同一のため記載を省略します。

住 所	都道府県—市区町村コード [] 〒 (-)
部署名	フリガナ

5 申請の内容に関する連絡

所属、氏名	フリガナ シャカインフラシヨク システム デンキョウシロ 社会インフラ事業部 システム部 電業 次郎
電話番号	03-0000-0000
電子メールアドレス	dengyo-jiro@den-gyo.com

**申請内容に関し不明点があった場合の
問い合わせ先を記入してください
有資格者でなくても大丈夫です。**

②包括登録別紙

1 法人団体個人の別	☒ 法人 ☐ 団体 ☐ 個人	
2 住 所	都道府県－市区町村コード [] 〒 (101-0051) 東京都千代田区神田神保町1-14-1 電話番号 (03) 5577-7220 フリガナ ニホンデンキョウコウサカブシキカイシャ テンキョウタロウ	
3 氏名又は名称及び代表者氏名	日本電業工作株式会社 電業 太郎	
4 運用開始の予定期日	R4. 6. 17	
5 希望する登録の有効期間	何も記入しない (5年以内に運用を終了する場合のみ記載する)	
6 開設の目的	監視カメラ映像や音声等のデータ伝送用 (例)	
7 無線設備の常置場所	都道府県－市区町村コード [] 〒 (-) 何も記入しない	
8 無線設備の工事設計の内容	識別符号	何も記入しない
	適合表示無線設備の番号	005-102704
	製造番号	何も記入しない
	空中線の利得	何も記入しない
	指向方向	何も記入しない
9 備考	見込数：2局	

登録局の開設又は変更届出書

2022 年 2 月 1 日

関東総合通信局長 殿 (注1)

☒電波法第 27 条の 31 の規定により、包括登録に係る無線局を開設したので、下記のとおり届け出ます。

☐電波法第 27 条の 32 の規定により、包括登録に係る無線局に係る事項を変更したので、下記のとおり届け出ます。

記

1 届出者 (注2)

住 所	都道府県-市区町村コード [] 〒 (101-0051) 東京都千代田区神田神保町 1-14-1
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ ニホンデンキョウコウサカブシカイシャ タビョウトリシマキヤクシャョウ デンキョウタロウ 日本電業工作株式会社 代表取締役社長 電業太郎

2 包括登録に係る無線局の開設に係る事項 (注3)

① 登録の番号	関括基第〇〇号
② 登録局を開設した日、又は当該登録局に係る事項を変更した日	R4.1.27
② 運用開始の期日	R4.1.27
④ 無線設備の設置場所又は常置場所	都道府県-市区町村コード [] 埼玉県坂戸市につさい花みず木 7-4 東経 139.21.33 北緯 35.58.12
⑤ 移動範囲	
⑥ 無線設備の工事設計の内容	
識別符号	
適合表示無線設備の番号	005-102704
無線設備の製造番号	JMA210300** (例)
空中線の利得	19.5dBi
指向方向	TN45 度

⑦ 開設した無線局数	1
⑧ 備考	

3 届出の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ シャカイインフラジキョウア システム デンキョウシロウ 社会インフラ事業部 システム部 電業 次郎
電話番号	03-〇〇〇-〇〇〇〇
電子メールアドレス	dengyo-jiro@den-gyo.com

申請者の本社所在地を
管轄する総合通信局

- ・北海道総合通信局
- ・東北総合通信局
- ・関東総合通信局
- ・信越総合通信局
- ・北陸総合通信局
- ・東海総合通信局
- ・近畿総合通信局
- ・中国総合通信局
- ・四国総合通信局
- ・九州総合通信局
- ・沖縄総合通信局

包括登録状に書かれた
番号を転記

緯度、経度も記入
度、分、秒 形式

設置した無線機の
製造番号

アンテナの方向

真北を0として右回りに
90,180,270度

登録局の開設又は変更届出書

2022 年 2 月 1 日

関東総合通信局長 殿 (注1)

☒電波法第 27 条の 31 の規定により、包括登録に係る無線局を開設したので、下記のとおり届け出ます。

☐電波法第 27 条の 32 の規定により、包括登録に係る無線局に係る事項を変更したので、下記のとおり届け出ます。

記

1 届出者 (注2)

住 所	都道府県—市区町村コード [] 〒 (101-0051) 東京都千代田区神田神保町 1-14-1
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ ニホンデンギョウコウサカバシキカイシャ ダイヒョウトリシヤキヤクシャチュウ デンギョウタロウ 日本電業工作株式会社 代表取締役社長 電業太郎

2 包括登録に係る無線局の開設に係る事項 (注3)

① 登録の番号	関括移第〇〇号
② 登録局を開設した日、又は当該登録局に係る事項を変更した日	R4.1.27
② 運用開始の期日	R4.1.27
④ 無線設備の設置場所又は常置場所	都道府県—市区町村コード [] 埼玉県坂戸市につさい花みず木7-4
⑤ 移動範囲	
⑥ 無線設備の工事設計の内容	
識別符号	
適合表示無線設備の番号	005-102704
無線設備の製造番号	JMA210300** (例)
空中線の利得	19.5dBi
指向方向	TN〇〇度

⑦ 開設した無線局数	1
⑧ 備考	

3 届出の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ シャカイインフラジギョウフ システム デンギョウシロウ 社会インフラ事業部 システム部 電業 次郎
電話番号	03-〇〇〇-〇〇〇〇
電子メールアドレス	dengyo-jiro@den-gyo.com

申請者の本社所在地を
管轄する総合通信局

- ・北海道総合通信局
- ・東北総合通信局
- ・関東総合通信局
- ・信越総合通信局
- ・北陸総合通信局
- ・東海総合通信局
- ・近畿総合通信局
- ・中国総合通信局
- ・四国総合通信局
- ・九州総合通信局
- ・沖縄総合通信局

包括登録状に書か
れた番号を転記設置した無線機の
製造番号

アンテナの方向

常に移動していて方向が定ま
らない時は空欄とする



主任無線従事者の選任届

電波法施行規則第34条の4関係（特例様式）

主任無線従事者

※整理
番号

選（解）任届

無線従事者

関東総合通信局長 殿

届出者（注1）

郵便番号 〒101-0051

住 所 東京都千代田区神田神保町
1-14-1

（電話番号）03-5577-7220

日本電業工作株式会社 代表取締役

氏 名 電業 太郎 印

主任無線従事者

次のとおり

無線従事者

を選（解）任したので、電波法

第39条

第51条

規定により届けます。

記

無線局の種別等

無線局の種別	呼出符号等	免許の番号	無線設備の設置場所
FB	—	関括基第3●●号	埼玉県坂戸市にさい花みず 木7-4

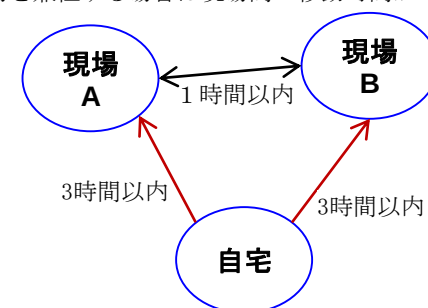
2019年3月14日現在

主任 (注2)	(ふりがな) 氏 名	資 格(注3) 免許証番号(注4)	選任年月日	住所(注5)
主任	電業 次郎	1 陸 IABC08	30年2月6日	神奈川県●●●
	電業 三郎	1 陸 ABCD00123	30年2月6日	埼玉県●●●

基地局包括登録状に書かれた番号を転記

設置場所に通常の交通手段で3時間以内に駆けつけることが出来る有資格者

複数の現場を兼任する場合は現場間の移動時間が1時間以内のこと



無線局を開設する場所
を管轄する総合通信局

- ・北海道総合通信局
- ・東北総合通信局
- ・関東総合通信局
- ・信越総合通信局
- ・北陸総合通信局
- ・東海総合通信局
- ・近畿総合通信局
- ・中国総合通信局
- ・四国総合通信局
- ・九州総合通信局
- ・沖縄総合通信局

主任無線従事者制度は、本来、電波法上、無線従事者でなければ出来ないこととなっている無線設備の操作を、その無線局の主任無線従事者として選任を受けた者の監督の下であれば、だれでも行うことができる制度です。

注) アマチュア無線局には本制度は適用されません。また、モールス通信、遭難通信など、電波法上無線従事者でなければ行うことが出来ない操作は、無線従事者でなければ操作できません。主任無線従事者に選任できる者は、次の4つの条件を満たしている必要があります。

1. 選任を受けようとする無線局の操作・監督を行うために必要な**無線従事者資格を持っていること**
2. 選任を受ける無線局等に、**選任日より前5年間において3ヶ月以上の従事経歴を持っていること**
3. 電波法令に違反したことにより、罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行後またはその刑の執行を受けることが無くなった日から、2年を経過していること
4. 無線局に従事することを停止されていないこと。また、その停止期間終了日から3ヶ月を経過していること

また、主任無線従事者を選任した無線局の免許人は、選任の日から6ヶ月以内に、主任無線従事者として選任した者に、主任無線従事者講習を受けさせなければなりません。

この主任無線従事者講習は、総務大臣から指定講習機関として指定された公益財団法人日本無線協会で行っています。

※ なお、本制度においては、電波法第39条の2の規定を満たす者であれば、指定を受けることができます。

(担当及び問合せ先：総合通信基盤局電波部電波政策課 03-5253-5876)

<http://www.nichimu.or.jp/denpa/05-03shunin.html>

Q6 一人の主任無線従事者が監督できる無線局の数、無線設備の設置場所(無線局の開設場所)の地理的制約等がありますか。

A 監督できる無線局の数に制約はありませんが、監督の三要素のうち、臨場性及び指示可能性との関係から、基地局や固定局等の無線局が地理的に離れて開設されている場合は、開設場所ごとに主任無線従事者を選任する必要があります。

Q7 無線設備の操作の監督の三要素とは何ですか。

離れていないとは：1時間以内に移動できる距離

A (1) 臨場性

臨場性とは、無資格者が行っている無線設備の操作の状況を適切に把握できる状態をいいます。これは、「立会」に類する概念ではありますが、次の場合には、必ずしも無資格者に側従していることを要しません。

ア 無資格者が、一の構内で主任無線従事者の監督を受けて無線局の無線設備を操作する場合

イ 無資格者が、無線設備のある場所に無線従事者を常駐させておかなくてもよい無線局として次に掲げる条件を満足する無線局の無線設備を操作する場合であって、主任無線従事者との通信手段が確保されているとき。

◎無線局のある場所に無線従事者を常駐させなくともよい無線局の条件

他の無線局によって管理されている無線局であって、通常の運用において、無線従事者による無線設備の直接操作及び監視を必要とせず、かつ、安全に動作する無線設備を使用する無線局については、次の条件を満足する場合に限りその無線局のある場所に無線従事者を常駐させておかなくともよいこととし、その無線従事者の選任については、他の無線局の無線従事者を共通に選任することを認めるものとする。

① 無線設備が障害の場合は、これをその局に選任された無線従事者に速報する適当な手段を持っていること。

② 障害によって不良電波が発射される場合は、その不良電波の発射を直ちに停止し、若しくは予備設備に切り替えられるような措置が講じられているか、又はその局に選任された無線従事者が自動車等による通常の経路で原則として3時間以内にその無線設備の設置場所に派遣されて、調整等を行うことができるものであること。